



広報
3月号

さい



【2月1日(日) 第30回下北地区子ども会郷土芸能発表会 福浦ぬいどう子ども会】



わ あおい環経済戦略ビジョンの1年間の活動を振り返る

4月29日 帰ってきた雲丹(うんたん) 雲丹(うんたん)イメージソングお披露目



5月19日 わかめ発送作業



6月18日 神経師会・講習会



8月9日 阿佐ヶ谷アニメストリート
でのPR活動



9月15日 青森県全国ゆるキャラ相撲大会



11月1日 わかめオーナー種付け体験



2月4日 早取りわかめ発送作業



佐井村まち・ひと・しごと

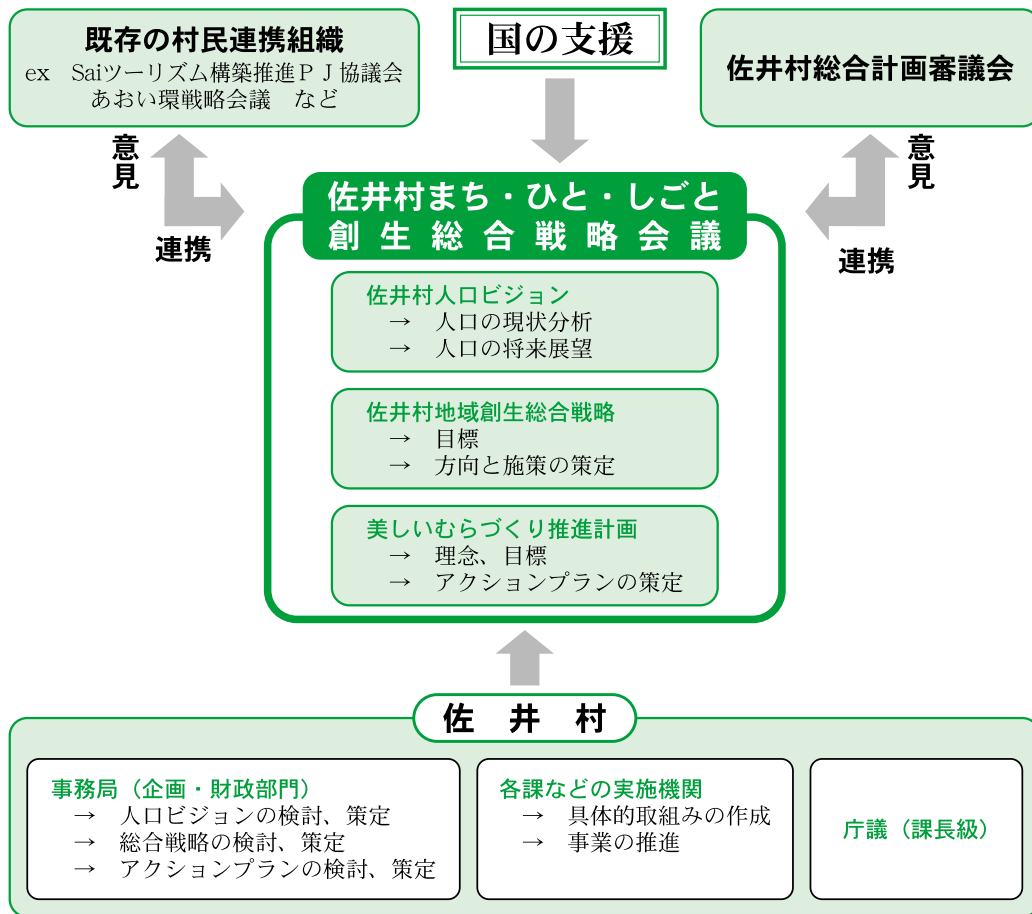
創生総合戦略会議 について

1月30日(金) 津軽海峡文化館「アルサス」しおさいホールにて、人口減少や少子高齢化に対応した持続可能な村づくりを考える「第1回佐井村まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」を開催しました。会議の委員は村内の産業団体、漁業生産者、農業生産者、子育て世代の保護者などに加え、学識経験者と地域おこし協力隊を加えた形で構成されています。

村は、国の地方創生政策は、村を再生する起死回生のチャンスと考え、会議で寄せられる意見やアイデアを生かし、村の創生に力を傾注するべく動こうとしています。

今回、佐井村まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の策定体制と、策定スケジュールについて紹介します。

佐井村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定体制



佐井村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定スケジュール

	平成26年度						平成27年度								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
佐井村	前期計画検証			公表											
	佐井村人口ビジョン策定									公表			実施		
第4次長期計画	佐井村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定														
地方人口ビジョン	美しいむらづくり推進計画策定												フォーラム		
地方版総合戦略	美しいむらづくり推進計画策定												住民説明会		
日本で最も美しい村連合	協議・検討(随時/月1回程度)												先進地視察		
創生総合戦略会議	協議・検討(随時/月1回程度)												加盟申請		
事務局	前期計画ローリング												検証		
	人口動向分析						人口目標値設定・推計						検証作業		
	具体的取組の検証						指標設定								
	美しいむらづくり推進計画策定						美しいむらづくり推進計画のアクションプラン実施に向けた体制構築								

◎級別の標準的な職務内容

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
行政職	主 事	主 事	主 幹	課長補佐	課 長	参 事
			主任主査	室長補佐	室 長	
			主 査	総括主幹	事務局長	
					副 参 事	

◎その他の手当

区分	内 容				金額
扶養手当	配 偶 者				13,000円
	配偶者以外	1人目	配偶者有	扶養親族	6,500円
				非扶養親族	6,500円
		配偶者無		11,000円	
	2人目以上		6,500円		
	満16歳から22歳までの子に加算となる額				5,000円
住居手当	借家（貸間）限度額				27,000円
通勤手当	交通機関利用者限度額				55,000円
	交通用具利用者限度額				20,900円

※交通用具利用者の通勤手当を除き国と同額です。

◎特別職の報酬等の状況

区 分	給料月額等	
給料	村 長	740,000円
	教 育 長	550,000円
報酬	議 長	242,100円
	副 議 長	201,600円
	議 員	192,600円

※上記金額から村長30%、教育長20%を削減しています。

◎部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	部 門	職 員 数			前年増減数および増減の理由	
		平成24年	平成25年	平成26年	前年増減数	増 減 理 由
一 般 行 政	議 会	2	2	2	0	普通退職 △1 定年退職 △2 懲戒免職 △1 新採用 3
	総務企画	16	17	18	1	
	税 務	2	2	2	0	
	民 生	5	5	4	△1	
	衛 生	3	3	3	0	
	農林水産	3	3	3	0	
	商 工	1	1	1	0	
	土 木	2	2	2	0	
小 計	34	35	35	0		
特別行政	教 育	7	6	5	△1	
一 般 会 計 合 計		41	41	40	△1	
公営企業等 会 計	水 道	8	8	8	0	
	そ の 他					
合 計		49	49	48	△1	

※特別行政部門には教育長を含んでいます。

◎年齢別職員構成の状況（全会計）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	合計
26年度	3人	4人	2人	1人	2人	12人	5人	4人	4人	5人	5人	0人	47人
25年度	2人	2人	2人	1人	4人	15人	3人	2人	4人	6人	7人	0人	48人

村職員の給与等の状況

地方公務員給与の適正化を目的とした国の指導に基づく村職員の給与の状況をお知らせします。(平成26年4月1日を基準日としています。)

◎人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H26.3.31現在)	実質収支	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
25年度	2,313人	55,022千円	2,382,980千円	337,485千円	14.2%

※人件費には特別職(議員、農業委員等)に支給される給料・報酬を含みます。

◎職員給与費の状況(平成26年度普通会計当初予算)

区分	職員数 A	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	合計 B	1人当たりの給与費 (B/A)
26年度	45人	160,948千円	15,679千円	54,294千円	230,921千円	5,131千円

※給料月額額の2%、期末・勤勉手当については職制上の段階・職務の級などによる加算措置後の3%を削減し、抑制措置を講じています。

◎職員の平均給与月額および平均年齢の状況(普通会計)

区分	行政職		技能職	
	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
26年度	40.5歳	309,614円	57.9歳	369,569円
25年度	41.5歳	322,324円	57.6歳	365,415円

◎昇給期間短縮の状況

区分	行政職	技能職	医療職	
	26年度			
26年度	職員数	43人	1人	3人
	昇給期間短縮職員数	0人	0人	0人
	比率	0.0%	0.0%	0.0%
25年度	職員数	44人	2人	3人
	昇給期間短縮職員数	0人	0人	0人
	比率	0.0%	0.0%	0.0%

◎職員の初任給の状況

区分	行政職	技能職	国の制度	
			行政職	技能職
高校卒	140,100円	137,200円	140,100円	137,200円
大学卒	172,200円		172,200円	

◎級別職員数の状況(全会計)

区分	平成26年度4月1日現在						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
行政職	9人	1人	20人	5人	7人	1人	43人
医療職			3人				3人
技能職					1人		1人

◎期末・勤勉手当の状況

25年度	期末手当	勤勉手当
6月期	1.175月	0.675月
12月期	1.325月	0.675月
計	2.500月	1.350月



交母だより



佐井村
交通安全母の会

～家族そろって交通災害共済に加入しましょう～

【共済期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間】

青森県交通災害共済は、年間1人350円の会費で、全国どこで起きた交通事故でも、弔慰金またはケガの程度に応じて見舞金をお支払する共済制度です。

自動車、バイク、自転車などの道路交通による人身事故について、弔慰金は100万円、見舞金は2万円から15万円をお支払しています。

既に行政連絡員補助員の方が予約加入のとりまとめに伺っているとは思いますが、加入希望者でまだ手続きをされていない方がいましたら、ぜひご加入ください。

◆加入票記入にあたっての注意事項

- ・加入票の弔慰金受取人住所、氏名欄は必ず記入してください。
- ・出生や転入などで加入票に記載のない場合は、手書きで追加してください。
- ・保育所、村内小中学校にも学童団体として加入依頼をしておりますので、重複加入しないようご注意ください。



みんなで続けていこう！交通死亡事故ゼロ 次の目標は1,000日 記録 **845日** (3/1現在)

3月の早め点灯時刻は 午後4時30分です

こちら佐井駐在所

☎382218

～迷惑駐車はやめましょう～

交通事故発生状況

態様		年	平成24年	平成25年	平成26年
人身事故	件数		3件	2件	6件
	死者		2人	0人	0人
	傷者		3人	2人	5人
物件事故発生数			16件	24件	22件

佐井村内の交通事故の発生状況です。人身事故、傷者（けが人）とも26年は、前年よりも3人増えています。

物件事故（けがのない事故）は、前年度よりも2件少ないですが、それでも20件を超えています。事故ゼロを目指して安全運転をお願いします。

●駐在メモ

～冬よりも夏に事故多発～

月別の事故の発生を見ると、降雪期の1～3月より、7～9月に人身、物損とも事故が多く発生しています。

これは、来村した観光客や帰省者が事故に遭うことと、スピードの出し過ぎが原因のようです。少しの注意で事故は防げます。事故を起こさないよう、遭わないように気をつけましょう。

駐在日誌 ～管内事件・事故発生状況～

1月 【事件】なし

【事故】物損事故1件

事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。

出場指令! 119

佐井消防分署
☎38-2266



天災は忘れたときに…

あの震災から4年が経ちます。

2011年(平成23年)3月11日、三陸沖を震源とする東日本大震災が発生しました。この地震は宮城県を中心に、広範囲において強い揺れを観測したことは皆さんの記憶に新しいと思います。

また、太平洋沿岸を中心に高い津波が発生し、東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害となりました。この地震と津波による死者の数は15,000人を越え、行方不明者数は約2,500人、負傷者数は約6,000人。その中でも、9割以上の方が津波で亡くなりました。

いつ発生するかわからない災害に備え、家族で避難場所を確認すると同時に『非常持出袋』を用意しましょう。

すでに用意されている方は、もう一度中身を確認しましょう。また、用意されていない方は家族構成などを考え、大きさや重さに注意し準備しましょう。

せっかく準備しても、災害発生時に気が動転して持ち出すのを忘れては意味がありません。

常日頃からどこに準備するべきかを決めておくことが重要です。



《用意するもの》 ※チェックシート付

飲料水(1人あたり1日3ℓが目安)	非常食	医薬品(常備薬など)
衣類(着替え、タオル、防寒具など)	乾電池	携帯ラジオ
ろうそくやライター、ホッカイロなど	懐中電灯	筆記用具
貴重品(保険証や免許証など)	洗面用具	十円硬貨(公衆電話用)
サバイバルグッズ(笛、コンパス、ナイフ、ビニールシートなど)		

※幼児のいる家庭では、上記のほかに紙おむつや粉ミルクなども必要になると思います。自分達にあった『非常持出袋』を作ってみてはどうですか。

文化財防火デーに伴う訓練が行われました。

2月1日(日)、佐井村古佐井地区「発信寺」において「第61回文化財防火デー」に伴う防御訓練を行いました。そこで、文化財防火デーについて触れてみましょう。

文化財防火デーの制定は、昭和24年1月26日に現存する世界最古の木造建造物である「法隆寺(奈良県斑鳩町)」の金堂から出火した火災により、世界的な至宝と言われた金堂の壁十二面に描かれた仏画の大半が焼損したことに基づいています。

このような被害から文化財を守るとともに、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るため、昭和30年から消防庁と文化庁の共唱により、法隆寺金堂が焼損した日である1月26日を「文化財防火デー」と定めて、文化財建造物などにおける防火運動を全国で展開しています。

佐井村には、長福寺にある県重宝「木彫十一面観音立像」(江戸時代前期 円空作)をはじめ数多くの文化財が存在します。これらは大変貴重な財産です。火災などの災害から貴重な文化財をみなさんで守り、後世に伝えていくためにも絶対に火災を起こさないようにしましょう。そして火災のない村にするためにも、みなさん一人ひとりのご協力をお願いします。





第9回赤十字・いのちと献血俳句コンテスト

日本赤十字社が主催する「第9回赤十字・いのちと献血俳句コンテスト」で、佐井中学校3年の岡村和樹くんの作品が全国優秀賞に輝きました。

東京都内で開催された表彰式に出席できなかったため、1月23日(金)青森県赤十字血液センターの三戸孝献血推進課長が佐井中学校を訪れ、賞状を伝達しました。

また、中学校の部では佐井中学校が4年連続の団体賞を受賞しました。

「出稼ぎの父に書いてる賀状かな」 岡村 和樹(佐井中3年)



団体賞を受け取る和田校長



岡村和樹さんと団体賞を手にする奥本玲依来さん

第37回佐井村小学生卓球大会・第45回佐井村卓球選手権大会

1月25日(日)佐井中学校体育館で佐井村小学生卓球大会と、佐井村卓球選手権大会が開催されました。佐井村内並びにむつ市や大間町などからたくさんの方が参加し、会場で熱戦を繰り広げました。

第37回佐井村小学生卓球大会

【男子の部・リーグ戦】

- 4年生以下
 - 1位 橋本 総(トム・スポーツクラブ4)
 - 2位 村井 利喜(トム・スポーツクラブ4)
 - 3位 太田 一平(佐井小1)
- 5年生以上
 - 1位 田澤長七郎(トム・スポーツクラブ5)
 - 2位 長島 優輝(佐井小5)
 - 3位 佐々木日向(苫生小6)

【女子の部・トーナメント戦】

- 4年生以下
 - 1位 太田 小雪(佐井小4)
 - 2位 瀬原 雅(佐井小3)
 - 3位 碓谷 空(奥戸小4)
 - 宮川 嘉乃(佐井小4)
- 5年生以上
 - 1位 竹内 伶(佐井小3)
 - 2位 須藤 恋那(佐井小5)
 - 3位 山火 萌花(苫生小6)
 - 鹿島 未帆(佐井小6)

第45回佐井村卓球選手権大会

【硬式・個人戦】

- 1位 大島 幸悦(トム・スポーツクラブ)
- 2位 竹内 佑(青森山田中学)
- 3位 工藤利香子(むつレディース)
- 津島 俊章(菊池商店)
- 5位 内田 秀(佐井TT)
- 川畑 龍治(山元商店)
- 櫻井 以文(むつ消防)
- 竹内 一(佐井TT)





保健師だより



こころもからだも健康に

こころの健康づくりには、一人ひとりが自分自身のこころの健康に関心を持ち、こころの自己管理が上手にできるよう、ストレスへの対処能力を高めることが大切です。また、ストレスがうつ病や自殺につながる場合があることを知り、お互いに支えあう気持ちを持ちましょう。

人間はもともと、こころの健康を保つためにストレスに対応する解決法を持ち合わせています。ストレスを抜く、ストレスを跳ね返す力、ストレスを逃がす力です。しかし、自分でどうにもできなくなった場合、ストレスが身体のあちこちに反応し病気を引き起こすこともあります。

「こんなはずではなかったのに...」。いつの間にか抱えてしまった精神的な不調がきっかけとなり、仕事を休みがちになったり退職せざるを得ない人が全国的に増えていますが、内閣府の調査では、過半数の人が日ごろストレスを感じています。「収入や家計に関すること」「仕事や勉強」「職場や学校における人間関係」などが日本人の多くが抱えるストレスの原因です。

青森県の平成25年の自殺による死亡者は311人でしたが、原因・動機としては「健康問題（うつ病や身体の病気などの影響によるもの）」が45%を占めており、次に「経済・生活問題」21%、「家庭問題」17%と続きます。

自分でも気づかないうちにこころの健康が損なわれていることもあります。周りの人の気づきも大切ですが、自分自身で定期的にこころの健康をチェックしてみましょう。

こころの健康度チェック

① 毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
② これまで楽しんでやれていたことが、今は楽しめなくなった	はい	いいえ
③ 以前は楽にできたことが、今はおっくうに感じられる	はい	いいえ
④ 自分は役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
⑤ わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ
⑥ 死について何度も考えることがある	はい	いいえ
⑦ 気分がひどく落ち込んで、自殺について考えることがある	はい	いいえ
⑧ 最近ひどく困ったことや、つらいと思ったことがある	はい	いいえ

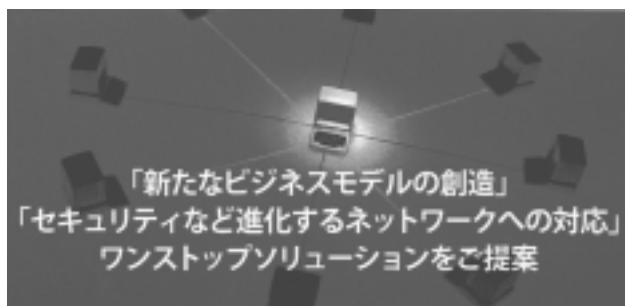


「はい」が、①～⑤の項目で2つ以上、⑥～⑦の項目で1つ以上、⑧に該当した場合は専門医に相談してみましょう。

3月1日～3月8日は女性の健康週間です

厚生労働省は、女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を過ごせるよう、3月1日～8日を「女性の健康週間」に定めています。この機会に自身の健康について考えてみませんか。女性のからだはホルモンのバランスにより大きく変動します。この変動が、こころとからだにさまざまな影響と変化を生じさせますが、どの年代にも言えることは、まずは自分のからだを知ること、そして、いつもと違うと感じた時は早めに専門医を受診することです。

ライフステージ	主な健康課題
思春期	月経異常・摂食障害
性成熟期	乳がん・子宮頸がん うつ・不妊症
更年期	更年期障害・子宮体がん 生活習慣病
老年期	骨粗鬆症・尿もれ 生活習慣病



FUJITSU パートナー

扶桑電通株式会社

■青森営業所 青森市長島二丁目13番1号
TEL 017-775-2031(代) FAX 017-774-4720

■八戸営業所 八戸市三日町2(青銀明治安田生命ビル)
TEL 0178-44-1855 FAX 0178-44-8494

《ホームページアドレス》
<http://www.fusodentsu.co.jp>

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

～ 正しく年金を受け取っていただくためのお願い ～

- ① 「25年の受給資格期間」があるのに、または「25年の受給資格期間」を満たさないと、69歳になっても、まだ年金の請求をしていない。
- 日本年金機構では、69歳の到達月に、老齢年金の受給資格期間を満たしていながら年金請求を行っていない方に対し、年金請求を促すためのお知らせハガキを送付しています（年間約2万人）。一度ご確認ください。
- ご自分の年金加入期間に、いわゆる「カラ期間」を加えた期間が「合計で25年」以上あれば、老齢基礎年金の受給ができます。この「カラ期間」（正式には「合算対象期間」といいます）には、次のような期間があります。
- 【いわゆる「カラ期間」の例】
- ・日本人であって海外に居住していた期間のうち、国民年金に任意加入しなかった期間
 - ・平成3年3月までに学生であって、国民年金に加入しなかった期間
 - ・厚生年金保険、船員保険および共済組合の加入者の配偶者で国民年金に加入しなかった期間（昭和61年3月31日までの期間）
 - ・国民年金に任意加入したが、保険料が未納となっている期間⇒年金事務所にご相談ください。
- ② 以前に「障害年金の申請」をしたが、ダメだと言われた。また、配偶者や子どもたちに障がいをお持ちの方がいるが、障害年金を受けていない。
- 障がいの程度や保険料の納付状況など、3つの要件を満たすと、国民年金や厚生年金保険の障害年金を受け取ることができますので、65歳になるまでに年金事務所にご相談ください。保険料の納付記録の確認と請求手続きのご案内をいたします。
- 【3つの要件】
1. 初診日に年金に加入していること（初診日が20歳前の場合は、下記2の要件は不要。）
 2. 初診日前日に一定の保険料を納付していること
 3. 一定の障がい状態にあること
- ③ 国民年金の過去10年分の未納保険料を納付できます。
- 過去10年以内に納め忘れた国民年金保険料がある場合は、「後納制度」をご利用ください。後納制度は過去10年以内に納め忘れた国民年金保険料を納めることで、将来の年金額を増やしたり、年金受給権を確保することができる制度です。
- この制度は平成27年9月30日までご利用になれますので、お早めにお申込みください。10年以内に納め忘れた国民年金の保険料がありましたら、ぜひ、後納制度をご利用ください。日本年金機構では後納制度が利用可能な方、約2,000万人にお知らせを送付し、これまでに後納制度をご利用いただいた方は約117万人おられます。
- なお、後納制度で納める保険料は、当時の保険料に一定の金額が加算されますので、ご注意ください。詳しくは年金事務所または『国民年金保険料専用ダイヤル』0570-011-050へお問合せください。

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）

住民福祉課住民・環境部門 担当：宮澤

介護保険料（5期）の納期は、

3月2日（月）です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。

自動車税と住所変更について

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に1年分を納めていただく税金で、青森県では6月に課税しています。

自動車税の納税通知書は、原則として車検証に記載されている住所にお送りしています。自動車をお持ちの方は、引っ越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。3月中にこの変更登録をしていただくと、自動車税の納税通知書も変更後の住所に送られることになります。

すぐに変更登録の手続きができない事情がある場合は、下北地域県民局県税部まで新しい住所をお知らせください。

また、自動車税の住所変更の届出は県税ホームページでも受付しています。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>

【お問合せ】下北地域県民局県税部課税課 ☎ 22-8581 (内線210、211)



病院だより



大間病院

内科医長 高橋 礼

～よりよい生活習慣を～

高血圧、脂質異常症（高脂血症）、糖尿病、高尿酸血症、肝臓病などの生活習慣病が増えています。近年は、働き盛りの若年者においても生活習慣病にかかる人が多くなっています。生活習慣病により動脈硬化が進むことで、心筋梗塞や脳卒中など、突然死や一生にわたり障がいを残す病気にかかりやすくなります。

生活習慣病の原因は、生活習慣です。予防や治療のためには、生活習慣そのものを改善しなければなりません。

具体的には、以下のことがあげられます。

- ① 禁煙し、受動喫煙を避ける
- ② 過食をおさえ、標準体重を維持する
- ③ 肉の脂身、乳製品、卵黄の摂取を抑え、魚類、大豆製品の摂取を増やす
- ④ 野菜、果物、未精製穀類、海藻の摂取を増やす
- ⑤ 食塩を多く含む食品の摂取を控える(6g/日未満)
- ⑥ アルコールの過剰摂取を控える(25g/日以下)
- ⑦ 有酸素運動を毎日30分以上行う

②～⑤は食事に関してですが、伝統的な日本食を基本とするのがよいとされています。

⑥に関して、適切な量はビールならば中ビン1本、日本酒ならば1合、焼酎ならばグラス半分(100ml)程度、ワインならばグラス1杯(200ml程度)、ウイスキーならばダブル1杯(60ml)です。それ以上は適量を超えます。

⑦の運動は、体力を維持もしくは増加させること、動脈硬化やメタボリックシンドロームの予防・治療効果があること、HDLコレステロール(善玉コレステロール)を増やし、中性脂肪を減らすこと、高血糖を防ぐこと、ストレスを解消し、骨密度や脳機能を高め、QOLを改善するなど非常に有効です。速歩、スロージョギング、社交ダンス、水泳、サイクリング、ベンチステップ運動などを、きつくないと感じるペースで1日30分以上、できれば毎日続けるのがよいとされています。ただし、すでに心疾患、糖尿病、肝臓病などがある方は運動療法を始める前に医師に相談してください。

生活「習慣」ですので、すでに身につけているのを変えることは簡単なことではありません。上に記したことを全て守れる人はほとんどいないと思います。

しかし、自分を変えられるのは自分だけです。自分の意志がなくては生活習慣を改善できません。健康な体を保つために自分の生活習慣を見直し、問題点があれば、まずは理想の7割程度をめざして少しずつ変えていきましょう。



歯科だより



佐井村保育所むし歯予防教室について

幼児期からむし歯予防に関心を持たせ、正しい歯磨きの方法や歯を守る生活習慣を知り、むし歯を予防できるようにすることを目的に、年4回年長児を対象にむし歯予防教室を行っています。

6月から1回目の予防教室が始まり11月には年4回の保育所でのむし歯予防教室が終了しました。

今年の対象の年長児は14名。指導内容は、「どうしてむし歯はできるのかな?」、「6歳臼歯について」、「なんでもよく噛んで丈夫な歯」そして、最後の予防教室では今まで学んだことを振り返り、○×クイズを行いました。

4回のむし歯予防教室の中からクイズを出しましたが、一番まちがいが多かったのは「6歳臼歯について」でした。

6歳臼歯はおとなの歯で歯の中で一番大きく噛む力も強いので歯の王様と呼ばれていること、歯の溝がほかの歯より多く奥に生えているので歯ブラシが届きにくく汚れがのこりやすいのでむし歯になりやすいこと、などを勉強しましたが、1回のむし歯予防教室では、なかなか覚えにくいようでした。

「6歳臼歯について」は、年長児から中学3年生まで10年にわたって歯科指導しています。それくらいむし歯にしてもらいたくない大切な歯です。歯科ではむし歯にさせないために6歳臼歯にシーラントを塗るように勧めています。

*シーラントとは、むし歯になりそうな6歳臼歯の溝をむし歯になる前に白い薬で埋めてしまうものです。



シーラントする前



シーラントした後

2回目のむし歯予防教室「6歳臼歯」について



4回目のむし歯予防教室「○×クイズの様子」



福浦ぬいどう子ども会「平獅子」披露

2月1日(日)、下北文化会館で下北地区子ども会育成連合会による「第30回下北地区子ども会郷土芸能発表会」が開催され、佐井村からは福浦ぬいどう子ども会が出演しました。

福浦芸能保存会のご協力のもと、小学2年から中学2年までの男女7人全員で、見事な舞と演奏の「平獅子」を披露しました。

また、今回で30回目の公演となったことから、長年の感謝を込めて、子ども会員から指導者へ花束が贈呈されました。



子ども会と芸能保存会が協力した「平獅子」



子ども会から芸能保存会へ花束を贈呈

第38回ナイター卓球大会

1月26日から2月16日まで、佐井小学校で佐井村卓球協会が主催する「第38回佐井村ナイター卓球大会」が開催されました。

高校生から60代までの5チーム、約40人の選手が参加し、試合の勝敗もさることながら日ごろの運動不足解消と仲間との交流を楽しみました。

【リーグ戦の結果】

- 1位 雲丹チーム (代表：工藤せつ子)
- 2位 チームJP (代表：柏崎 陽哉)
- 3位 ファミリー (代表：間山 英伸)
- 4位 ㊷きくち (代表：若山 秀己)
- 5位 チームRUN (代表：館脇 美樹)



子ども会 「べこもち教室」

1月31日(土)、ぼぼらすで子ども会育成連合会による「べこもち教室」が開催されました。

参加した子どもたちは、指導を受けながらべこもちを作ったり、自分のアイデアでデコもちを作ったりしました。

出来上がったもちの一部は、子ども会活動にご協力いただいている東京多摩方面佐井出身者のみなさんに届けられました。



おばあちゃん、お花の模様ができたよ



もちを型抜きしてデコレーション！

雲丹の活動日記

今月の雲丹（うんたん）の活動

2月2日(月)に、むつ税務署でe-Taxを模擬体験してきました。e-Taxはウェブ上で行なうことの出来る確定申告で、雲丹（うんたん）はイベント出演料をもらったと仮定して模擬体験してきました。ほかにムチュランなどが会場に来て、一緒にe-Taxについて勉強していました。

2月22日(日)は、「アルサス杯争奪！芸能・カラオケ・踊りの大選手権」に出場し、雲丹（うんたん）のテーマソングである「Let's go うんたん！」を踊りました。踊りを披露した後、2月16日(月)で誕生日を迎えた雲丹（うんたん）は、来場者のみなさんからバースデーソングを歌ってもらい、お祝いをしてもらいました。



e-Taxを模擬体験する雲丹（うんたん）

あおい環プロジェクト事務局(地域おこし協力隊)からのお知らせ

• わかめの収穫体験に参加しませんか？

3月28日(土)に、弁天わかめオーナーのわかめ収穫体験があります。これまではわかめオーナーや村内の小学生を対象に行ってきましたが、今回から村民も体験できることになりました。料金は2,500円で昼食付きです。また小学生は無料になります。

地域の産業について漁師さんから直接学ぶことの出来る機会でもありますので、ぜひ参加してみてください。

詳細や申し込みについては地域おこし協力隊村木（☎38-4515）までご連絡ください。

• あおい環プロジェクトの取り組み拡大のために旅行業登録を行いました

佐井村では、あおい環プロジェクトの一環として、さまざまな体験型観光プログラムを実施しています。

その取り組みをいっそう充実させるために、新しく「一般社団法人くるくる佐井村」を設立し、青森県知事の認可を得て地域限定旅行業の登録を行いました。下北地方では初の登録となります。

今後は、自ら企画して交通や宿泊を伴うツアーを企画することができるようになります。今後ともみなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

【お問合せ】地域おこし協力隊 園山 ☎33-0014

• 「下北半島食べる通信」を発刊します

下北半島の食の魅力を発信する「下北半島食べる通信」を発行します。

この情報誌は、食べ物に関する情報誌に加えて、実際に食べ物をセットにして読者に届けるという変わった仕組みの定期購読情報誌です。1号あたり3,200円(税・送料込)で、年4回発行します。

この取り組みは全国で広がっている取り組みで、漁業や農業の現場について、より深く知ってもらい、交流を促進することを狙いとしています。青森県では佐井村から発信するこの「下北半島食べる通信」が初の発刊となります。

3月号で風間浦村、6月に佐井村の特集号を発行する予定にしています。

ホームページ：<http://taberu.me/shimokita/>

【お問合せ】地域おこし協力隊 園山 ☎33-0014

今月のアピオス

《昨年末に収穫されたアピオスが販売中です》

11月に収穫し、寒ざらしによって糖度が上がったおいしいアピオスが、手づくりマートなどで販売されています。

アピオスは、収穫してから販売までに、寒ざらし→洗浄→選別といった作業があります。アピオスは土の中にできるイモですから、洗うのも大変な作業です。ネットに入れて粗く踏み洗いをし、そのあと再度丁寧に洗うという二段階で洗っています。アピオスの栽培は下北中に拡大中ですが、佐井村の農家の作業は丁寧だと評判です。



第一段階の踏み洗い

むつ税務署からのお知らせ

■ 確定申告はお忘れなく

平成26年分の確定申告と納付の期限は、次のとおりです。

- 所得税および復興特別所得税・贈与税：3月16日(月)
- 消費税および地方消費税：3月31日(火)

※ 所得税および復興特別所得税の確定申告書作成に当たっては、「復興特別所得税」欄の記載漏れにご注意ください。

■ 振替納税をご利用ください

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税の納付には、便利で安全・確実な振替納税をぜひご利用ください。

【振替納税による振替日】

- 所得税および復興特別所得税：4月20日(月)
- 消費税および地方消費税：4月23日(木)

『みちのく・ふるさと貢献基金』助成事業募集のお知らせ

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金法人では、県内における個人、団体、NPO法人、企業などが地域の発展、地域貢献に資するために地域資源を活用・創造する活動や、健康増進、医療、福祉、環境に関連する活動に対し、必要な費用を助成します。

- ◎ **応募期間** 平成27年4月1日(水)～6月30日(火)
- ◎ **応募方法** ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入して財団事務局へ送付してください。
- ◎ **助成金** 必要費用以内で、100万円を限度

【お問合せ】公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金 事務局
☎017-774-1179

～ふるさと納税～ ご寄付いただきありがとうございました

ふるさと納税は、生まれ育った地域や、関わりが深く自らが「ふるさと」として応援したい地域に寄附をした場合、現在お住まいの市区町村の個人住民税や所得税を一定限度まで控除する制度です。平成27年2月末日現在、今年度は下記受領状況のとおり31件30名の方々から合計108万5千円のご寄附がありました。

みなさんからお寄せいただいた寄附金は、指定の各種事業に活用させていただきます。

ご寄附をいただきました30名の方々には、改めて感謝を申し上げます。

用途指定	件数	寄付金額	用途指定	件数	寄付金額
①村民の生活向上に欠かせない道路整備と交通・通信体制の整備	H26 2	20,000円	④村の活性化のため、水産業の安定と観光の振興	H26 1	5,000円
	累計 2	20,000円		累計 5	55,000円
②村民が安心できる生活環境の整備と消防・防災体制の確立	H26 0	0円	⑤村民が佐井村に生まれてよかったと実感できる、福祉・保健・医療の充実	H26 1	10,000円
	累計 1	20,000円		累計 9	120,000円
③村民が豊かな自然を後世に残すため、自然環境の保全と景観の保護	H26 0	0円	⑥村の将来を担う子どもたちのため、学校教育の充実と郷土文化の伝承	H26 27	1,050,000円
	累計 4	70,000円		累計 94	4,860,000円
平成26年度合計				31	1,085,000円
これまでの累計(H20～H27.2末)				115	4,945,000円

【お問合せ】企画・財政部門 担当：島野、東出

NTT東日本の電話帳を発行します

NTT東日本では、4月中に順次、新しい青森版の電話帳を各ご家庭や事業所へお届けします。現在お使いの電話帳は、お届けの際に回収しますので配達員へお渡しください。

【お問合せ】タウンページセンタ〔平日：午前9時から午後5時まで〕
☎0120-506309

青森県特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ

- 1 青森県特定(産業別)最低賃金が、平成26年12月21日から改正されました。
金額等は次のとおりです。
 - (1) 鉄鋼業 時間額 **800円** (改正前 787円)
 - (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
時間額 **735円** (改正前 721円)
 - (3) 各種商品小売業 時間額 **727円** (改正前 714円)
 - (4) 自動車小売業 時間額 **766円** (改正前 753円)
- 2 なお、青森県で働く全ての労働者及び使用者に適用される「**青森県最低賃金**」は、平成26年10月24日から、時間額**679円**に改正されています。
- 3 詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。
(<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

【お問合せ】青森労働局労働基準部賃金室 ☎017-734-5821

農地の借り受け・貸し付け希望者を受付しています

公益社団法人あおもり農林業支援センターでは、県から農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

この事業は、経営規模を縮小する出し手農家から機構(支援センター)が農地を借り入れ、公募に応募し公表された規模拡大する受け手農家に、まとまった農地を貸し付けるものです。

応募については機構(支援センター)のほか、佐井村役場産業建設課に応募用紙を用意していますので、まとまった農地を借りて経営規模拡大を目指す方は是非ご応募ください。

詳細については、機構(支援センター)または産業建設課にご相談ください。

【お問合せ】公益社団法人あおもり農林業センター ☎017-773-3131
産業建設課 産業振興部門 担当：佐藤

農業委員会からのお知らせ

平成27年度農作業労働賃金などの標準額を下記のとおり定めましたのでお知らせします。

1. 農作業労働賃金

区 分	男 女 共	備 考
水田一般作業	5,500円	1日当たりの実働8時間 (弁当持参)
普通一般作業	5,500円	

2. 機械利用料金

区 分	作 業 名	金 額	備 考
水 田 10a当たり	耕 起	6,500円	
	代 か き	6,500円	
	苗 代 起 し	150円	1坪当たり
	田 植 機	7,000円	
	バ イ ン ダ ー	7,000円	糸 つ き
	脱 穀	500円	1袋当たり
	運 搬 量	70円	1袋当たり

■この金額は、標準単価です。活動状況などにより、両者で協議して取り決めしてください。

■老後の備えは万全ですか？ 一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！

※詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

【お問合せ】農業委員会事務局 担当：佐藤

自衛隊幹部候補生募集

●採用予定数

区分	一般幹部候補生	歯科薬剤科
陸上自衛隊	男子約100名 うち女子約5名	約15名
海上自衛隊	男子約50名 うち女子約10名	約5名
航空自衛隊	男子約40名 男女の区分なし	約5名

●応募資格

【一般】：20歳以上26歳未満の者（22歳未満の者は大卒※見込含）
（修士課程修了者等（見込含）は28歳未満）

【歯科薬剤】：専門の大卒（見込含）20歳以上30歳未満（薬剤は28歳未満）の方

●募集期間

平成27年3月1日(日)から5月1日(金)

●試験期日／種目

試験回次	試験期日	試験種目
1次	5月中旬	筆記試験 筆記式操縦適正検査※ ※飛行要員（海上・航空）希望者のみ
2次	6月中旬	小論文試験、口述試験、 身体検査 （※航空身体検査：飛行要員希望者のみ）
3次 （海上・航空の飛行要員のみ）	7月中旬～8月中旬	海上：航空身体検査の一部 航空：操縦適正検査、医学適正検査

●お問合せ・申込先

その他詳細について、お気軽にお問合せください。

【お問合せ】自衛隊青森地方協力本部むつ地域事務所 ☎22-7484

佐井村指定給水装置工事業者の指定について

佐井村指定給水装置工事事業者に関する規程第10条の規定により次の業者を佐井村指定給水装置工事事業者に指定したので公表します。

平成27年2月19日

事業者名 東北水道設備工業株式会社

住所 青森市大字荒川字柴田173-2

電話番号 017-762-1811

【お問合せ】産業建設課 建設・水道部門 担当：竹本

伊奈かっぺい
入れ歯の寝言
ぼろごと

出版記念口演会
3月19日(木)

会場：下北文化会館
展示ホール

開場：14：30

開演：15：00～16：30

主催：伊奈かっぺいむつ倶楽部

前売券2,000円 当日券2,300円

お問合せ (有)小田桐石材 電話33-3166

戸籍の窓口

2月15日現在

◎お誕生おめでとう

細間 遥斗^{はると}くん(伸也^{のぶ}さん) 長後
泉 楓^{かえで}くん(洋^{ひろ}さん) 大佐井

◎おくやみ申し上げます

山田 隆男^{たかお}さん(畠中^{はななか}紳子^{しんし}さん) 大佐井
和田 和彦^{わづか}さん(西^{にし}子^こさん) 大佐井
館脇 義一^{よしかず}さん(敏昭^{としあき}さん) 矢越
横浜源三郎^{しげみ}さん(忍^{しのぶ}さん) 大佐井
間山 茂巳^{しげみ}さん(英伸^{ひであき}さん) 古佐井

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、担当に申し出てください。

佐井村の人口

1月31日現在

男 1,159(+1) 計 2,293(+1)
女 1,134(±0) 世帯数 1,011(+1)
()内は前月比

第27回婦人のつどいが開催されます

3月8日(日)に、アルサス「しおさいホール」にて、第27回婦人のつどいが開催されます。以下のプログラムにて行われますので、是非会場へお越しください。

【内容】

11:00 海産物の即売会
11:20 受付
12:00 開会行事
12:30 いきいき健康体操
13:00 アトラクション
14:50 閉会行事



送迎バス【迎えの便】

① バス	② 中型車
10:30 牛滝みんなの広場前	10:30 川目センター前
11:00 福浦診療所前	10:40 アルサス着
11:20 長後バス停前	
11:30 漁民研修センター前	③ 中型車
磯谷東出商店前	11:00 原田漁協支所前
11:40 矢越消防団屯所前	原田センター前
11:50 アルサス着	11:15 アルサス着
※帰りの便につきましては、バス・中型車ともに	
15:15 アルサス発	となります。

すべての子どもの幸せを願って ～いじめは絶対許さない～

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであり、いじめは絶対許されない行為である」という共通認識を持ち、村民一体となっていじめ防止に取り組んでいく必要があります。佐井村では、「佐井村いじめ防止基本方針」を作りました。
子どもにかかわるすべての大人でいじめをなくしましょう!

保護者・地域のみなさんへ ～子どもの居場所づくり～

- 子どもの話を最後までじっくり聞き、子どもの心に寄り添いましょう。
- いじめは、子どもだけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、多様な背景からさまざまな場面で起こり得るものです。
- 子どもと一緒に過ごす時間をつくり、子どものいいところをほめましょう。
- 子どもに家庭や地域社会の中で自分が果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させましょう。
- いじめの問題に対応する場合は、子どもを見守り支えながら、いじめに関係する保護者、学校と連携して、適切な方法により、問題を解決しましょう。

学校・教育委員会・相談機関は「いじめ」に次のように対応します

- 学校では、いじめの防止、発見、対処のため、学校独自の方針と組織を作っています。
- 学校の先生たちは、いじめを軽く見ることなく、早期発見・解決・再発防止に全力で取り組みます。
- 教育委員会や相談機関は、学校と協力して、いじめの解決に全力で取り組みます。

いじめを受けている子どもは、家族に心配をかけたくないという思いから、自分から打ち明けない場合も多いと思われます。子どもが発するサインを見逃さないようにしましょう。

右記に「子どもの小さなサインチェックリスト」を掲載しました。

子どもの小さなサイン チェックリスト

- いじめを受けている子どものサイン
- 朝なかなか起きてこない、登校をしぶる、部屋から出てこない。
 - 元気がない、食欲がない、よくため息をつく。
 - イライラしたり、おどおどしたり、落ち着きがない。
 - 服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
 - 持ち物に落書きがあったり、壊れたりしている。
 - お金を持ち出したり、ひんぱんに要求したりする。
- いじめをしている子どものサイン
- 暴力的な言動や友達を中傷する言動が目立つ。
 - お金の使い方が派手になる。
 - 時間にルーズになる。
 - 普段持っていないものを持っている。